

政 令

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年八月二十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第七十七号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。  
第四十五条の二中「市は」を「市（特別区を含む）」は、東京都世田谷区及び江戸川区」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（許可、認可、措置等の効力）

2 この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事又は都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可、措置等の申請その他の行為又は現に都道府県知事等に対して行っている許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後児童福祉法施行令第四十五条の三及び児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）第二条の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（特別区を含む。）以下「児童相談所設置市」という。）の長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の長等の行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は当該児童相談所設置市の長等に対して行った許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

厚生労働大臣 根本 匠

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

府 令 ・ 省 令

○内閣府令第一号

○環境省令第一号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十六条の規定に基づき、環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年八月二十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

環境大臣 原田 義昭

環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令  
環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十七年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>（用語）</p> <p><b>第一条</b> この命令で使用する用語は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）、土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）、土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）又は建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則（昭和三十七年建設省令第二十二号）で使用する用語の例による。</p> <p>（自然由来特例区域の土壌搬出時の認定調査に係る土壌汚染対策法施行規則の特例）</p> <p><b>第二条</b> 国家戦略特別区域会議が、特定事業として、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業（認定調査であつて、国家戦略特別区域内の自然由来特例区域において行われるものをいう。以下同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業について、土壌汚染対策法施行規則（以下この項において「規則」という。）第五十九条の二第二項及び第五十九条の三第一項に定めるところによるほか、自然由来特例区域の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類であつて、認定調査時地歴調査（規則第五十九条の二第一項及び第五十九条の三第一項に規定する情報の把握をいう。）により土壌溶出量基準及び土壌含有量基準のいずれについても、適合していないおそれがないと認められるものに</p>	<p>〔条を加える。〕</p> <p>1 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条の国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第六十条第一項第三号に規定する認定調査であつて、法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内の自然由来特例区域（土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域であつて、当該区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるものをいう。以下同じ。）において行われるものをいう。以下同じ。）を定めた区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた国家戦略特別区</p>